

総社市会計事務決裁規程（平成17年総社市訓令第12号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（会計課長の専決事項） 第2条 会計課長の専決事項は、次のとおりとする。ただし、事案の内容が重要又は異例に属し疑義があるときは、必ず会計管理者の指揮を受けて処理しなければならない。 （1）報酬，給料，職員手当等，共済費，需用費（光熱水費のうち電気，水道料金及び公共下水道使用料に限る。）及び役務費（通信運搬費のうち郵便及び電信電話料に限る。）の支出負担行為の確認及び支出の決定に関すること。 （2）～（9）略</p>	<p>（会計課長の専決事項） 第2条 会計課長の専決事項は、次のとおりとする。ただし、事案の内容が重要又は異例に属し疑義があるときは、必ず会計管理者の指揮を受けて処理しなければならない。 （1）報酬，給料，職員手当等，共済費，<u>賃金</u>，需用費（光熱水費のうち電気，水道料金及び公共下水道使用料に限る。）及び役務費（通信運搬費のうち郵便及び電信電話料に限る。）の支出負担行為の確認及び支出の決定に関すること。 （2）～（9）略</p>

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正後の規定は、令和2年度以降の年度分について適用し、令和元年度分までについては、なお従前の例による。